

委 託 契 約 書 (案)

委 託 名 称 再生可能エネルギー設備保守管理業務委託
委 託 料 ¥ _____円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____円
委 託 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
委 託 場 所 福島県南相馬市原町区萱浜字巢掛場45-112
契 約 保 証 金

上記委託業務について、委託者 福島県（以下「甲」という。）と受託者 _____
（以下「乙」という。）とは、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、別紙委託仕様書に基づき、頭書の委託料をもって、頭書の委託期間による
履行期限までに頭書の委託業務を完了しなければならない。

2 仕様書に明示されていない事項で、必要ある事項については、甲、乙協議してこれを
定める。

（権利義務の譲渡等の制限）

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させては
ならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第3条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

2 乙は、甲の書面により承諾を得た場合は、前項の規定にかかわらず、委託業務の
全部又は一部を第三者に再委託することができる。この場合においては、再委託先
の住所、氏名、再委託の範囲及び再委託先に関する管理方法等を甲に書面で提出し
なければならない。ただし、甲が仕様書において指定した軽微な部分の再委託につ
いては、この限りでない。

3 乙は、前項の規定により、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合は、
再委託先に対してこの契約に規定する乙が遵守すべき事項と同様の義務を負わせる
ものとする。

（委託業務の調査等）

第4条 甲は、必要があるときは、乙に対して委託業務の処理状況を調査し、又は報告を
求めることができる。

（契約の変更）

第5条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止若しくは打ち

切らせ、又は契約期間の延長若しくは縮小等を求めることができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲、乙協議の上、書面によりこれを定める。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

第6条 乙は、天災地変その他乙の責めに帰すことができない事由により履行期限までに受託業務が完了することができないときは、乙は、甲に対し、遅滞なくその事由を記した書類を提出し、履行期限の延長の申し出をすることができる。この場合において、その延長日数は、甲、乙協議してこれを定める。

(損害の負担)

第7条 委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は、乙が負担する。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲、乙協議してこれを定める。

(有償延期及び遅延利息)

第8条 甲は、乙が乙の責に帰すべき事由により、履行期限内に受託業務を完了できない場合において、当該期間後に完了する見込みがあるときは、乙は、甲に対して、速やかにその事由を記した書類を提出し、履行期限の延長の申し出をすることができる。

2 前項の場合において、履行期限後相当の期日内に委託業務を完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延日数1日につき委託料の額に政府契約の支払防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息を徴収して履行期限の延長をすることができる。

3 甲は、前項の規定により履行機関を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するものとする。

(業務の完了及び検査)

第9条 乙は、委託業務を完了したときは、速やかに業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、受理した日から10日以内（年末年始休暇期間を含まない。）にそれまでの業務報告書について検査を行わなければならない。

(委託料の請求)

第10条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して、委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、乙から前項の規定による支払いの請求があったときは、当該請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

- 3 甲は、その責めに帰すべき事由により、委託料の支払いを遅延した場合は、乙に対し、前項の期間満了の翌日から支払いの日まで、政府契約の支払防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息を支払うものとする。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 乙の責に帰すべき事由により契約期間中に乙が業務の履行を継続できる見込がないと認められるとき。
- 二 乙がこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- 三 乙がこの契約に違反したとき。
- 四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- 五 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は庁舎等維持管理業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 六 受託者が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しく

は社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

- 2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約を必要としない事由が生じたときは、乙に対し 30 日前までに書面で解約の通知をしたうえで解除することができる。
- 3 乙は正当な理由があるときは、あらかじめ甲の承認を得た上で、この契約を解除することができる。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 第 11 条第 1 項の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により、甲が第 11 条の規定により契約を解除したときは、乙は、第 1 項の違約金に委託期間の初日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に政府契約の支払防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（当該額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。）を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

4 前項に規定する違約金の額の計算につき年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

（談合による損害賠償）

第 13 条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条による刑が確定したとき。ただし、上記一又は二のうち命令の対象となる行為が独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日付け公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当販売に当たる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

（秘密の保持等）

第 14 条 乙は、業務履行中に知りえた甲又は甲の関係者の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。又、乙と乙の従業員、又は従業員間の紛争等による影響を甲に与えてはならない。

（個人情報保護）

第 15 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、別記（その 1）「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（光熱水費等）

第 16 条 乙の業務履行に伴う光熱水費は甲の負担とする。

（契約不適合責任）

第 17 条 業務終了後、成果品の欠陥又は確定された仕様との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見された場合は、甲は乙に対し、相当の期間を定めて無償でその修補を請求し、又は修補とともに損害賠償を請求することができる。

2 甲が前項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求を行うことができる期間は、第 9 条第 2 項の規定による業務の終了日から起算して 1 年間とする。

（契約外事項）

第 18 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ甲、乙協議してこれを定める。

（紛争の解決方法）

第 19 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(書面契約による場合)

上記の契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(電子契約による場合)

上記の契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

(以下は該当する場合に記載すること)

なお、この契約書への発注者及び受注者の電子署名日が契約書に定める契約の履行開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約書に定める契約の履行開始日から生じるものとする

令和8年4月 日

委 託 者 (甲) 住 所 福島県南相馬市原町区萱浜字巢掛場45-112

氏 名 福島県

福島県立テクノアカデミー浜校長 山下 徹

受 託 者 (乙) 住 所

氏 名